

令和2年5月26日

電気通信主任技術者試験の科目合格者に対する試験の免除期間の延長について（重要）
【令和2年5月26日付 総務省告示第172号】

電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第10条の規定により、総務大臣が告示して指定する方については、電気通信主任技術者試験の科目合格者に対する試験の免除期間を延長することとされています。今般、令和2年総務省告示第172号（令和2年5月26日）をもって、告示がありましたのでお知らせします。

1. 対象者の範囲

以下の（1）及び（2）両方を満たす方が対象です。

- （1）平成29年度第1回試験（平成29年7月9日実施）において合格点を得た試験科目のある方
- （2）令和2年7月12日に実施予定であった令和2年度第1回電気通信主任技術者試験の申請を行った方

2. 延長期間

令和2年度第2回電気通信主任技術者試験（実施予定日：令和3年1月31日（日））まで

3. 延長の取扱い

上記延長対象者全員に対して、対象科目を「試験免除」として受験票を令和2年度第2回電気通信主任技術者試験日（令和3年1月31日）の約2週間前までに発送します。

対象者ご自身での対応は必要ありません。